

インドの対中関係と国境問題

吉田 修

はじめに

独立インドにとって、対中関係は長らく国境問題であった。もちろん、当初からそうであったわけではなく、初代首相ネルーは冷戦対立の西洋とは対照的な「平和共存のアジア」のパートナーとして中国を国際社会に紹介しようとした。しかし国境問題は、1962年に戦争にまで至ることによって、インドのその後の対中関係を大きく規定した。中印関係が冷戦の文脈に置かれるようになったのは、国境戦争を契機としていたし、パキスタンはインドとの間で係争中であるカシミールで中国との暫定国境協定を結ぶことで、インドに対抗する中パの友好関係を築くことが出来た。なかでも中パ同盟は、中印間の対立関係を地域的に、時にはグローバルに、固定する役割を果たし、両国関係の発展を長期間阻害した。

1990年代に棚上げで両国が合意して以来、国境問題の比重はようやく低下し、さらに近年、解決へ向けた交渉が日程に上って来ている。その背景には、中国の、グローバル・パワーとしての台頭がもたらした変化、特に中印経済関係の進展や、印パ関係との連動性の低下などが認められる。世界の工場としての中国の商品供給力が、政治的関係を越えてインドに浸透してきたという点で、中国が抱えてきた他の国境問題と共通するところがある。

とはいえ、中印間の国境は、中国の他の陸の国境問題がほぼ解決しているのに対して、また中国がインドの最大の輸入相手国となる程度に二国間経済関係が発展した後も、決着の見通しが立っているわけではない。「解決」への道が呼び起こすであろうそれぞれの国内における政治的緊張の可能性を考えれば、中印国境問題は「解決」ではなく「棚上げ」で安定していると見ることもできる。中印間の国境問題は、触れなければ二国間関係を阻害せずすむという意味では日中関係にも似て、内外の政治的状況に規定されて推移する可能性がある。

本稿では、中印国境問題の政治的性格に焦点を当て、二国間関係における国境問題の果たす役割を検討したい。

1. 中印関係とインドにとっての中印国境

初期の中印関係は、国境戦争直後にネルーが慨嘆した⁽¹⁾ように、インド側の幻想と

中国側のしたたかさに特徴づけられていた、というのがインドにおける一般的にとらえ方である。当時の二国間関係の象徴である平和共存五原則協定についていえば、この評価は妥当するかもしれない。しかしながら、両国間の国境問題に関する限り、インドの姿勢はきわめて固いものであった。東部国境のマクマホン・ラインについては、両国が外交関係を結び、大使館を設置して以来、インド側が中国に対して、マクマホン・ラインを国境とするように地図を改定することをたびたび求めていたことは、よく知られている⁽²⁾。また1957年に、インドが主張する国境をまたいで中国が新疆・チベット道路を建設したらしいことをインド側が知り⁽³⁾、両国間で国境をめぐる協議が開始された際も、インド側は「国境は画定⁽⁴⁾済み」として全く譲らなかった。

しかしながら、インドとしては、チベットとの国境のすべてが「画定済み」であると、最初から、また政府が統一して考えていたわけではなかった。法律家であり歴史家でもあるヌーラニ(Abdul G. Noorani)は、「画定済み」との主張は平和五原則協定の締結以降であるとする。彼によれば、1950年にインド政府が発行した『インドの州に関する白書 White Paper on Indian States』⁽⁵⁾に附属する地図は、中印間の西部国境、特に後に係争地域となるアクサイ・チンを囲むラインを「未確定 undefined」、マクマホン・ラインについても、「未画定 undemarcated」としていた。これが変更されたのは、1954年の平和共存五原則協定の締結直後であり、ネルーは、それまで「未確定」ないし「未画定」とされていた中印国境のすべてを、「画定」した、協議の余地のない国境として記した新しい地図を作成するように、インド外務総次官に指示した⁽⁶⁾。

インドが1954年以降、その地図を描き直しているということについては、中印国境問題に関する両国間の交渉の中で、中国側がすでに指摘してきたことであった。すなわち、1960年4月の中印両国首相の共同コミュニケに基づき3回にわたって行われた両国国境問題に関する実務レベル協議において、中国側は、「インド地理院が発行する地図が中印国境全体の描き方を現在インドが主張しているように確定国境へと変え

(1) ネルーは、「われわれが現代世界の現実に疎くなりつつあり、自分たちで勝手に作り上げた想像上の環境の中に住んでいたことを思い知らされた」と述べた。*The Hindu*, Madras, October 26, 1962, p.7.

(2) たとえば、Triloki N. Kaul, *Diplomacy in Peace and War: Recollections and Reflections* (New Delhi: Vikas Publishing House, 1979), p. 54を見よ。

(3) インド側は中国の新聞報道でこの情報を知り、偵察隊を送って確認しようとした。

(4) 本稿では、defineまたはdelimitを「確定」、demarcateを「画定」と訳す。Defineはより広い意味での「確定」であり、二国間の条約、協定等によって国境を文言ないし地図上で定めるという意味での「確定する」はdelimitである。Demarcate(画定する)とは国境線をその現地において具体的に引くことを指す。

(5) Government of India, Ministry of States, *White Paper on Indian States*, 1950.

(6) Abdul G. Noorani, Facts of History, *Frontline*, August 30 - September 12, 2003. なお、当時外務次官 Foreign Secretary の上に設定されていた外務総次官 Secretary General のポストは、1964年に廃止された。Ministry of External Affairs, *Report of the Committee on the Indian Foreign Service*, 1966, p.22.

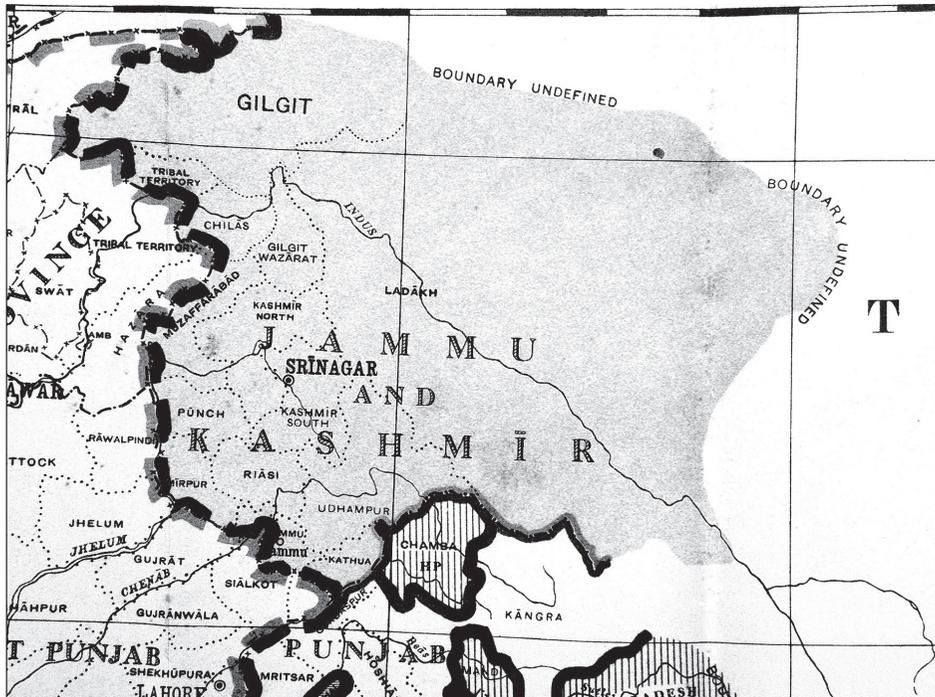


図1 『インドの州に関する白書 White Paper on Indian States』附属地図
(インド北西部国境地帯の部分)

たのは、1954年以降のことに過ぎない。それ以前には、インドによって発行された公式地図にそのような描写はなかった」と述べている⁽⁷⁾。2000年に出版された『ジャワラル・ネルー著作集』第2期第26巻は、この中国側の主張が正しいこと、そしてこの変更を指示したのがネルーであることを明らかにしたのである。

ヌーラニが言及する、ネルーの外務総次官宛の文書におけるネルーの指示はきわめて具体的で、中印国境に関わる過去のすべての地図を注意深く検査して、必要があれば引上げ、新しい地図を印刷して何らの「ライン」にも言及せず北部及び北東部国境を示せ、というものであった。さらに、「これらの新たな地図は、何らかの未画定 (undemarcated) 領域があると示すべきではない」とも述べている⁽⁸⁾。

(7) Ministry of External Affairs, Government of India, *Report of the Officials of the Governments of India and the People's Republic of China on the Boundary Question*, 1961, p.CR-10.

(8) Note to the Secretary General and the Foreign Secretary, July 1, 1954, JN Collection, as '2 Trade and Frontier with China,' in *Selected Works of Jawaharlal Nehru*, Second Series, vol. 26, June 1- September 30, 1954 (以下、SWJN-2-26と略記), (New Delhi: Oxford University Press, 2000), p.482.

なぜネルーはそのような指示をしたのだろうか。彼は「わが政策の流れとして、かつ中国との協定の帰結として、この国境(frontier)は誰との議論の余地もない確固とした明確なものと考えられるべきである」とし、「わが国境はこの協定の含意によってのみ最終的に決定(finalize)したのではない、言及されている特定の峠がそこにおけるわが国境の直接の承認である」と言って、平和共存五原則協定が国境確定協定であるという認識を示している⁽⁹⁾。

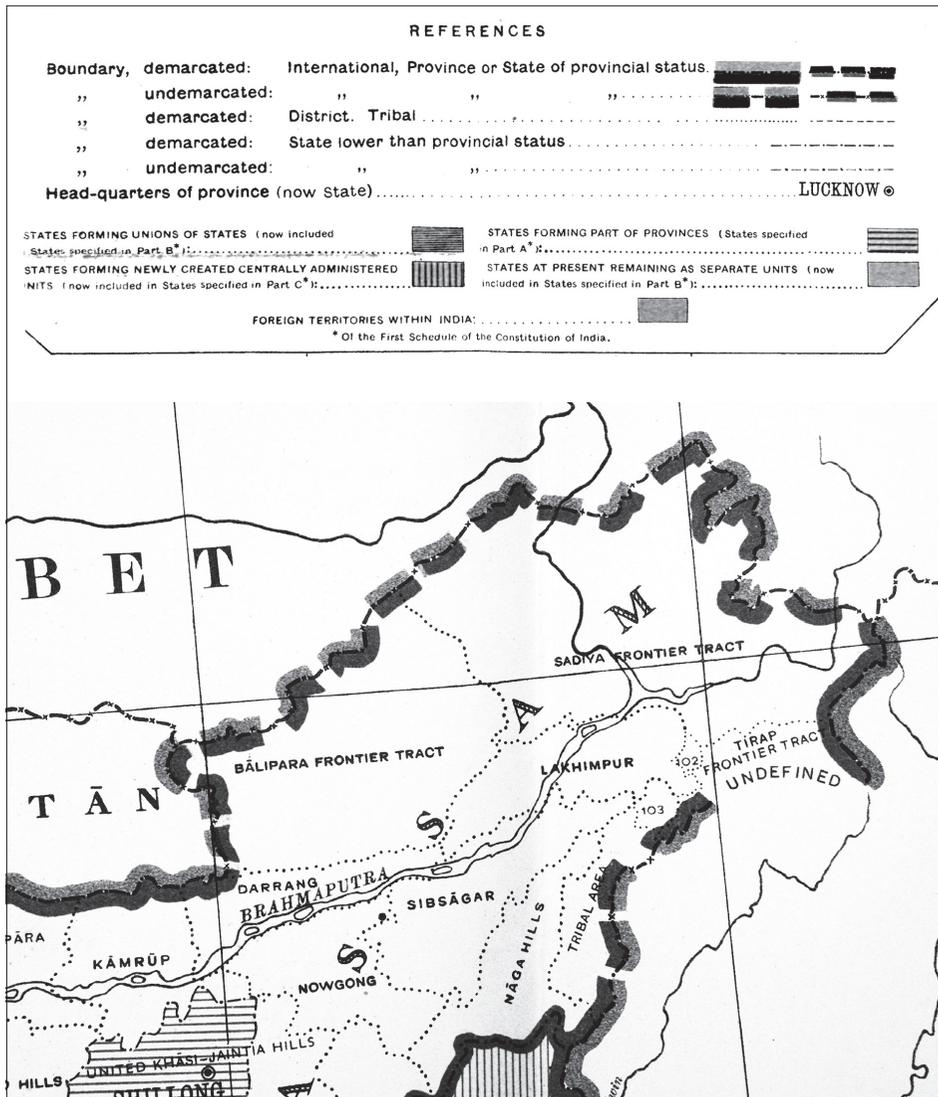


図2 『インドの州に関する白書 White Paper on Indian States』附属地図
(インド東部国境地帯の部分)

(9) Ibid.

ヌーラニは特に指摘してはいないが、1954年の平和共存五原則協定が中国との国境確定協定であるとのネルーの認識を示す外務総次官宛の文書は、当時のインドの対中外交の理解に関する重要な見直しを含んでいる。すなわち、平和共存五原則が代表する、1957年以前のネルーの中国外交においては、中国は目的ではなく手段であると考えられてきた⁽¹⁰⁾。そしてこうした中国の「手段的利用」の代償が、チベットに対する中国の主権の承認などの「譲歩」のはずであった。しかし、ネルーの外務総次官宛の指示は、この協定が中国の「手段的利用」だけではなく、多分に後知恵であるにしても、より直接的な目的として、中国との国境確定という意味を持たせようとしていたことを示している⁽¹¹⁾。

確かに、平和共存五原則協定として知られる協定は、正式には中国のチベット地域とインドとの間の通商と交通について定めた協定であり、協定本文は6箇所の峠とインダス川⁽¹²⁾を越境ルートとして特定している。それゆえ、これらの地域において、両国はどこが国境であるかを確定したとすることができるかも知れない。しかし、これら6つの越境ルートはすべて、いわゆる中部中印国境にあり、マクマホン・ラインとして知られる東部国境地帯や、後に中国側が軍用道路を建設し、両国間の国境問題の焦点となる西部国境地帯には全くない。にもかかわらず、ネルーは中国とのすべての国境がこの協定で確定されたと述べ、将来はマクマホン・ラインというような名称を使わないよう、自身の政府に指示したのである。

当然のことながら、中国側はこれが国境確定協定であるとは認識していなかった。それどころか、先に触れた1960年に行われた中印両国の国境問題に関する実務レベル協議の

(10) 共産主義の脅威を理由とした1954年の米国によるパキスタンへの軍事援助協定締結をきっかけに、ネルーは冷戦が西洋諸国によるアジア再支配の手段となると理解し、冷戦対立のアジアへの持ち込みを拒否する外交戦略に出る。その際、彼はアジアの社会主義国である中国との平和共存を、冷戦的關係に対するアジアのオルターナティブとして掲げた。平和共存五原則協定の交渉当事者であったコールによれば、ネルーは「もしインドと中国が相互の主権や領土保全や内政干渉の尊重で折り合うことができれば、それは冷戦から踏み出し、そのアジアへの浸透を妨げることになるだろう」と考えていた。Kaul, *Diplomacy in Peace and War* (前注2参照), pp.97-98.

(11) インド外務省史料部長を過去に務め、最も権威あるネルーの伝記を著したゴーパルも、その中で「インドがその代わりに何か提供するものがあるときにインドの国境frontierの明確で明白な承認を確保する機会は失われてしまった」としており、1954年の協定は国境を確定する協定ではないという認識である。Sarvepalli Gopal, *Jawaharlal Nehru: A Biography, vol.2: 1947-1956* (Delhi: Oxford University Press, 1979), p.181. 同書にはネルーの外務総次官宛の文書は引用されていない。

(12) 6つの峠は、(1) シプキ Shipki La pass, (2) マナ Mana pass, (3) ニティ Niti pass, (4) クングリ・ピングリ Kungri Bingri pass, (5) ダルマ Darma pass, (6) リプレク Lipu Lekh passである。また、インド側はデムチョク Demchokを越境地点として含めようとしたが、中国側は印パ間で係争中のカシミールへの言及を避けるためとして拒絶し、代わって「インダス川沿いのルート」への言及が行われた。Kaul, *Diplomacy in Peace and War* (前注2参照), p.102.

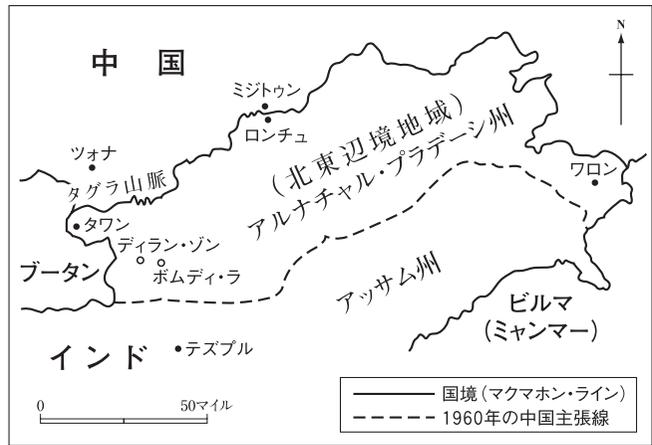


図3 東部係争地域

出典：Gopal, *Nehru* (前注10参照), vol.3: 1956-1964 (1984), p.140.



図4 中部係争地域

出典：Gopal, *Nehru* (前注10参照), vol.3: 1956-1964 (1984), p.137.

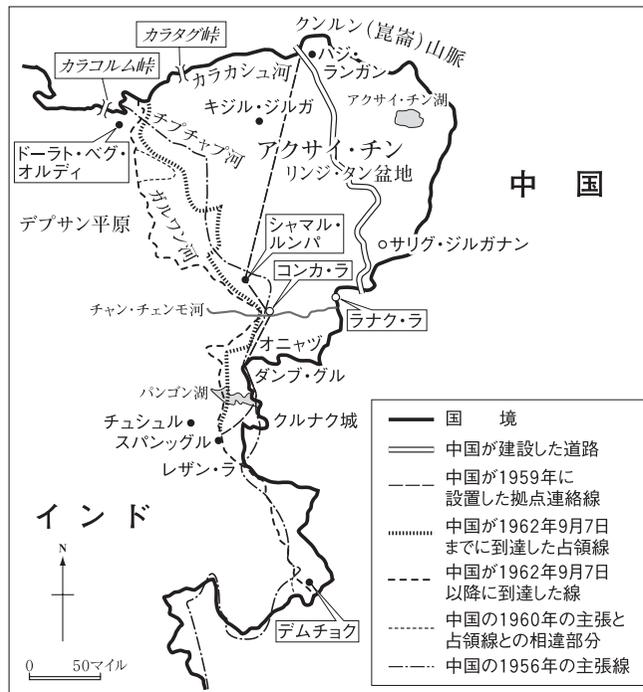


図5 西部係争地域

出典：Gopal, Nehru (前注10参照), vol.3: 1956-1964 (1984), p.135.

際には、「両者は当時、交渉において国境問題には触れないという理解があった」と主張した⁽¹³⁾。この実務レベル協議では、インド側も、1954年の協定を根拠として示したのは中部国境に関してのみであった。こうした事実を照らして考えると、1954年の協定後の中印国境全般に関して、「非常に些細な論争点はあるかもしれない。その場合ですら、われわれの側から提起するべきではない⁽¹⁴⁾」というネルーの認識は、両国国境全域の確定ということであれば、特異であると考えざるを得ない。

この問題を解く鍵は、同じ文書におけるネルーの指示全般を読み解くことで得られるかもしれない。ネルーは単に地図の描き直しのみを指示したのではない。他の重要な指示の一つとして、「検問所のシステムをこの国境全域に広げることが必要である」というものがある。中でも、デムチョク(Demchok)など、中国との間で争いのある地点への検問所の設置を、ネルーは指示した。また、国境近くの軍事拠点の強化の必要性については退けつつ、現地住民からなる民兵を徴募し、おもに建設作業や村落工業のようなことをさせるの

(13) Ministry of External Affairs, *Report of the Officials* (前注7参照), p.CR-18.

(14) Note to the Secretary General and the Foreign Secretary, July 1, 1954, *SWJN-2-26* (前注8参照), p.482.

が重要であると述べている。さらには、インドとチベットとの貿易については、躊躇せず
に促進すべきであるとした⁽¹⁵⁾。

これらはすべて、非軍事的な手段による国境線までの実効支配の試みであると言えよう。つまりネルーは、いったん中印国境が開かれた以上、両国はそれぞれの国境線に関する認識の表明に基づき、それを実効的に支配することで実質的な画定過程が進行すると考えたのである。それに対し、中国側もまた、彼らに必要な不可欠な部分での軍事的な実効支配を行いつつ、国境確定は条約や協定など何らかの形で両国間の文書で行われなければならないと認識していた⁽¹⁶⁾。

この点は、両国の外交手法の相違が問題を複雑にしたと言える。インドは、良くも悪くも外交手法をイギリスにならい、主権の行使に関わる問題は、一方的な行為や表明によってそのプロセスを開始しようとした。従って、インド議会での答弁や、地図の一方的な変更も、プロセス開始の意図の表明と見なされるべきであって、しかも対象国から何らのリアクションもなければ、それは黙諾されたと見なした⁽¹⁷⁾。それゆえ、国境貿易の再開を協定した1954年協定によって、中印関係がデリーと北京との関係からヒマラヤを越える隣国の関係となるにあたって、ネルーはまず一方的行為によって中印間の全国境線に対するインドの立場から曖昧さをなくし、来るべき異議申し立てに備えようとしたのである。これに対して中国は、国境主張線の表明よりも実効性を優先し、その観点で彼らに準備ができていない外交問題については、無視するか、交渉を避けた。その結果、両国は軍事衝突の前に交渉によって国境線を確定する機会を失い、インドは譲歩の道をも失った。

ネルーの一方的行為に関して、もう一つ考えておく必要があるのは、中印両国にとっての国境確定という行為が持つ意味の相違である。中国にとってそれは、西洋近代的な主権領域国家としての自身を作り上げる行為であり、国家建設と不可分に結びついていたであ

(15) *Ibid.*, pp.482-483.

(16) Ministry of External Affairs, *Report of the Officials* (前注7参照), p.CR-7.

(17) 国境紛争が顕在化し、東部で銃撃戦が発生するようになった後の1959年9月10日、マクマホン・ラインが画定された国境であることについて、ネルーはインド上院で次のように述べている。「私が議会で何か述べた時には、それは外部世界に向けられたものであり、言ってみれば、中国政府に向けられたものであったのである。われわれは、これを中国政府に対して口頭その他の方法でも伝えた。彼らの返答は曖昧であった。7, 8年前には、中国政府と国境問題について協議する理由が見いだせなかった。なぜなら、愚かなことのように見えるかも知れないが、なにも協議することはないと考えたからだ。」Jawaharlal Nehru, *Jawaharlal Nehru's Speeches*, vol.4: 1957-1963, Second Edition (New Delhi: Publication Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, 1983), p.206。「黙諾」とは英米法上の概念で、「禁反言 estoppel」の一種である。特に中部国境に関して、インドは中国が何度も機会があったのに1959年9月までインドの伝統的な国境主張線に異議を申し立てなかったのもはや異議申し立ては禁じられている、と主張した。これに対し、中国側は「禁反言」原則は不条理であるとした。Ministry of External Affairs, *Report of the Officials* (前注7参照), p.99.

ろう。だからこそ、中国は実効的な主権行使の確立を優先したのであり、その後、やや遅ればせではあるが、そのために必要な領域と国境を、インドや他の隣接諸国と交渉で合意しようとした。しかしインドにとって、領域と国境は英領インドから引き継いだものであり、その変更は国家としての正統性に関わる。西部国境のように、イギリス自身が「未確定」としていた国境についても、確定、さらには画定したものとして扱わなければ定かなものはない、との強迫観念があったのかもしれない。ただし、中印間の国境紛争が顕在化した後、中国と国境を確定するビルマやパキスタン等は、インドよりも遙かに柔軟な交渉姿勢を示しており、「強迫観念」はネルーに特有のものであったと考えることもできる。

いずれにせよ、インドは、特に西側国境において、自身が引き継いだ以上に硬直的な姿勢を取ることにより、中国側が提案する東西の交換に応じることができず、対中関係を国境問題で染めてしまうこととなった。このことが交渉への道を閉ざし、長期にわたり両国関係の改善・発展を妨げたのである。

2. 国境問題と中印関係の展開

1962年に国境戦争に至った中印関係は、1976年に再び大使を交換するまで、敵対したままに推移した。この間、中印関係が一種の同盟関係にまで発展し、1965年や1971年の印パ戦争において、中国はインドに最後通牒を突きつけたり軍事的圧力を加えるなどしたりして、パキスタンを支援し、そのことが中印関係の改善を妨げた。中印関係は印パ関係の従属変数となっていたのである。

この間の中印関係を支配していた国境問題について言えば、多少の軍事衝突はあっても、インドが東側を、中国が西側を、実効支配しているという状況は変わらず、国境問題そのものが両国関係を悪化させるということは、ほとんどなかった。その限りでは、敵対しつつも中印関係は安定していた。1971年の第三次印パ戦争後、パキスタンのインドに対する軍事的挑戦力が失われると、この状態はいつそう強化された。1975年に、ネパールとブータンの間にあるヒマラヤの王国、シッキムをインドが併合した際も、中国は激しくインドを非難し、併合を認めなかったが、この問題自体が軍事的な衝突をもたらすことはなかった。シッキム併合問題に対する中国の反応を緩和するためにインディラ・ガンディー首相(Indira Gandhi)が外交関係の全面的回復を提案し、それを中国側が受け入れて、1976年に両国が大使を再交換すると、1980年代には中国側のイニシアティブで国境に関する対話が8回行われたが、後半には、対話は東側国境地帯をめぐって暗礁に乗り上げた。その後、中国側がタワン地域近郊で軍事力を強化したり、インド側が北東辺境地域をアルナチャル・プラデーシ州へと昇格したりした結果、対話は何も生み出さずに終わることとなった。

80年代後半にグローバルな冷戦が終結に向かうと、中印関係は本格的な改善に取りか

かることとなる。ゴルバチョフによる「新思考」外交が、ソ連のそれまでの、対インドを含む対外的コミットメントを全面的に見直すであろうことを考慮し、1988年にラジーヴ・ガンディー (Rajiv Gandhi) は、対中関係改善のために、インドの首相としては、彼の祖父ネルー以来34年ぶりに訪中した⁽¹⁸⁾。この時、両国は国境問題に関する合同ワーキング・グループの設置に合意し、1993年までに6回の会合が行われた。また国境兵力の削減などの信頼醸成措置も進展した。1992年には国境貿易が再開され、翌年には交易ポストが増やされた。

1993年のナラシムハ・ラオ首相(Narasimha Rao)の訪中では、両国は実効支配線に言及し、国境問題を棚上げする協定に合意した。これを踏まえ、その後の2年間には、実効支配線を画定する努力が行われた。

1998年のインドの核実験の際、インド人民党を中心とする政府は中国をインドに対する脅威と名指ししたため、両国関係はいったん冷却化するが、2003年のアタル・バジパイ首相(Atal Vajpayee)の訪中は、中印関係の大きな進展を記した。両国はシッキムを通じた国境交易ルートを開くことに合意し、このことによつて、中国がインドによるシッキムの領有を、協定文の形で認めたからである。協定はチベット自治区についても言及しているが、インドは中国のチベットに対する主権を平和共存五原則協定ですでに承認しており、今回は中国側がインドに一歩近づいてきたのであった。

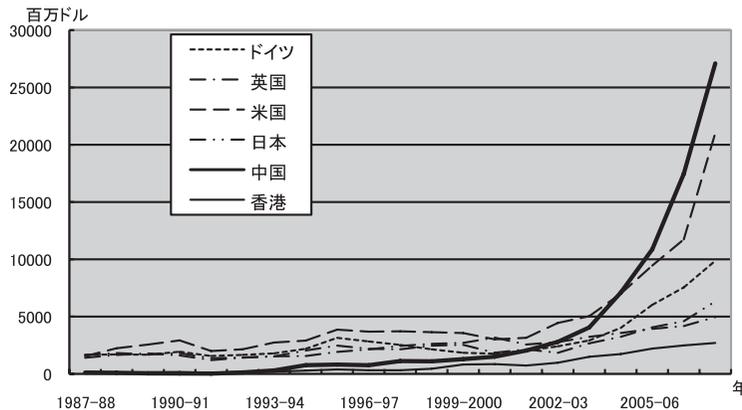
3. 中印国境問題のゆくえとその政治的性格

1960年代にパキスタンやビルマ、モンゴル、アフガニスタンなどとの国境画定交渉を終えた中国は、冷戦終結後はロシアやカザフスタン、ベトナムなどとの国境画定に取りかかり、1990年代から21世紀初頭にかけて、それらを協定化することに成功した。それゆえ、中国がインドとの国境画定に積極的であると考えerことは十分に可能であるし、冷戦終焉期の1980年代の国境対話において、中国はすでに東西紛争地の交換を再提案していた。2003年協定における中国の、シッキムに対するインドの主権の承認は、従つて、中国側の国境画定への熱意を示すための譲歩であると考えてよいのではないだろうか。

中国が周辺諸国との国境画定に見せる熱意の背後には、確定された国境を通じた貿易によつて、中国の工業製品輸出を拡大するという思惑があると思われる。中国の対印貿易についても、特に今世紀に入って急速に進展し、中国の貿易額全体から見るとまだ微少であるとはいえ、中国はインドの輸入先としては2004－05年に米国を抜いて第一位となった

(18) Sumit Ganguly, "India and China: Border Issues, Domestic Integration, and International Security," in Francine R. Frankel, Harry Harding, eds., *The India-China Relationship: Rivalry and Engagement* (New Delhi: Oxford University Press, 2004), p.121.

図6 インドの主な輸入先



出典：Reserve Bank of India, *Statistics on Indian Economy, 2008-2009* より筆者作成

(図6)。しかしこれらは大半が海路を經由して運ばれており、陸路は、インド側はもちろん、中国側も、貿易の拡大を支える道路が建設されていない。おそらく中国は、時間とコストのかかる海路ではなく、陸路による貿易の拡大を望んでいるのであろう⁽¹⁹⁾。そしてそのためには、国境を画定して通商ルートを安定させる必要がある。

これに対して、インド側には対中国境画定への熱意はあまり見られない。実効支配線とは違い、国境画定となれば、インドはネルーが1954年以来インド政府の立場としてきた主張を変更し、西部国境が確定していなかったことを認めた上で、これまでインド領であるとしていた広大な領域を、中国側に「割譲」しなければならない。これは政治的にかなりのコストを要し、それに見合う効果を求められなければ、政策決定者としては、簡単には選び取ることのできない選択肢である。

それでは、国境画定の効果は何が考えられるのか。政治的には、実効支配線を相互承認しており、中印国境は相対的に安定しているため、国境画定によっても、劇的な変化は期待できない。経済的には、中国が期待しているような、二国間貿易の拡大が可能になるかも知れない。しかし、そもそもインドの生産者は国内市場志向であり、中国市場の開拓に積極的ではない。また、インドから中国向けの輸出は鉱物や農産物などの一次産品を中心としており、必ずしもヒマラヤを越える陸路にふさわしいとは言えないであろう。中印貿易では、インドの入超傾向が年々拡大しているが、国境画定の経済的効果は、むしろこの貿易不均衡を拡大する方向に働きかねない。

(19) "Stumbling Blocks for China-India Trade," *Beijing Review*, September 17, 2009 [http://www.bjreview.com.cn/world/txt/2009-09/15/content_216350.htm] (2010年9月30日閲覧).

以上のように、国境画定に関しては中印間で温度差があり、せっかく中国がシッキム問題で譲歩したのに、手詰まり状態は変わらなかった。中国側からすれば、インドの総選挙の1年前にインド政府に花を持たせてやったにもかかわらず、総選挙では政権与党が予想外の敗北を喫したという誤算もあったであろう。しかしインド側にとって国境問題は、棚上げと、国境貿易ルートの新設を通じた双方のコミュニケーションの強化でとどまる方が、政治的リスクを負わないのである。

4. 中国のフラストレーションとアルナチャル・プラデーシ

2006年11月、胡錦涛主席訪印の直前に、孫玉璽駐印中国大使は「アルナチャル・プラデーシとよばれているところはすべて中国の領土だ」とテレビ・インタビューで述べ、インド国内で、政府を含む激しい反発を買った。この時は、中国政府は孫大使の発言を肯定せず、国境問題の解決は両国の戦略的目標であると述べるにとどまった⁽²⁰⁾が、2009年にマンモハン・シン首相(Manmohan Singh)が州議会選挙の応援のためにアルナチャル・プラデーシを訪れたときは、首相を名指しはしなかったが、北京の中国政府外務省が抗議を行った⁽²¹⁾。

アルナチャル・プラデーシは、西北端のタワンを始めとして、チベットとの繋がりの強いところであり、いわゆるマクマホン・ラインは、そうした繋がりを断ち切るものであった。その意味で、中国政府によるマクマホン・ライン拒否は、地域の文化的、自然的特質により近いのかも知れない。それにもかかわらず、中国は周恩来以来、インドに対して、東部国境はインドの主張を受け入れるので、引き替えに西部は中国側の求めるようにして欲しい、と提案し続けてきた。他方インドは、中国の要求を徹底的に退けつつ、アルナチャル・プラデーシを着実に自己の連邦の一部として統合を進めてきた。その結果、100万人ほどの人口を有するこの州は、インドの他の地域と変わらないほどに、インドに組み込まれつつある。人の生活する東部係争地域でこうした日常的なインド化の既成事実が進み、人が住まず、軍隊のみが展開する西部地域の国境確定に二国間で合意できない、これが中国には問題なのだ。

インドは、中国との間で争っている領土のすべてはインドのものであり、それに交渉の余地はない、と繰り返しつつ、実際には東西を片方ずつ支配するという中国の提案に沿った「現状」のもとで、アルナチャルの統合を達成しつつある。もともと西部国境地帯は「無

(20) “China seeks to downplay enboy’s comments,” *The Hindu*, November 15, 2006 [<http://www.hindu.com/2006/11/15/stories/2006111507221400.htm>] (2010年9月1日閲覧).

(21) “China slams Manmohan Singh’s Visit to Arunachal Pradesh,” *Economic Times*, September 14, 2009 [<http://economictimes.indiatimes.com/News/Politics/Nation/China-slams-Manmohan-Singhs-visit-to-Arunachal-Pradesh/articleshow/5118767.cms>] (2010年9月30日閲覧).

主の地」であり、そこを中国が軍事的に支配していても、国民統合という意味では、インドが何かを妨げられるということはない。むしろ、国境問題は紛争を棚上げし、現状を固定していれば、国境確定に伴う内政的面倒を引き受けずにすむのである。2009年8月には両国政府特別代表による国境問題に関する協議が行われ、両国首脳間にホットラインを敷設することなどで合意した⁽²²⁾が、国境確定についての進展は報告されなかった。

これに加え、インドのアルナチャル領有に関しては、国際社会の支持を得つつもある。すなわち、2009年6月に、インドはアルナチャル・プラデーシにおける流域管理プロジェクトを含むアジア開発銀行借款を獲得した。これは、係争地域を含むプロジェクトにアジア開発銀行は出資するべきではない、とする中国の反対を乗り越えて獲得したもので、インド側にとってはアルナチャルがインドの一部であることの国際的な承認であった⁽²³⁾。

それゆえ、「支配領域」という意味では現状が中国にとって本来望んだ通りのものであっても、中国にとって、東西係争地域の交換という形での問題の決着への道筋は、全く不透明となっている。だからこそ、中国はインドに譲る意志を何度も明確にしてきた地域について、ことさらに中国の領土であることを指摘するのであろう。言い換えれば、近年の中国によるアルナチャル・プラデーシに対する領有権の主張は、動かない国境確定交渉に対するいらだちであると考えべきなのだ。

おわりに—中印国境問題の将来

インドの連邦議会で安定的な過半数を獲得する政党が復活する可能性が低く、また連立政権としても、長期にわたって安定した連立を維持することが難しい中で、必ず領土上の「譲歩」を伴わざるを得ない国境画定交渉にインドが積極的となることは、近い将来は見通すことができない。他方、中国側にとっては、対インド国境は最後の未確定陸国境であるだけに(そして交換方式による解決を最初に提案した相手であるだけに)、将来のより深刻な紛争の可能性を未然に摘み取るために、またチベット問題の安定化のために、できるだけ速やかな最終決着を望んでいるであろう。両国が短期的には国境ないし実効支配線の

(22) “India, China to set up hotline,” *The Hindu*, August 9, 2009 [http://www.thehindu.com/2009/08/09/stories/2009080957300100.htm] (2010年9月21日閲覧).

(23) “India denies any hiccups on ADB country loan for Arunachal,” *The Economic Times*, September 19, 2009 [http://economictimes.indiatimes.com/news/economy/finance/India-denies-any-hiccups-on-ADB-country-loan-for-Arunachal/articleshow/5031084.cms] (2010年9月21日閲覧).

(24) 中国側の発言としては、たとえば、“Strictly honouring commitment on border: China to India,” *The Times of India*, January 13, 2010 [http://timesofindia.indiatimes.com/india/Strictly-honouring-commitment-on-border-China-to-India/articleshow/5441811.cms] (2010年9月21日閲覧). インドのマンモハン・シン首相の言葉としては、“India, China working for practical solution to border issue PM,” *The Times of India*, April 14, 2010 [http://timesofindia.indiatimes.com/india/India-China-working-for-practical-solution-to-border-issue-PM/articleshow/5801726.cms] (2010年9月21日閲覧).

「平和と平穩」の維持で合意しているにせよ、「解決には時間がかかる」とするインドとは、長期的な展望での違いがあることは否定できない⁽²⁴⁾。

おそらくはインドの前政権の継続を期待して、すでにシッキム・カードを切ってしまった中国側には、この両国間の温度差に対し、インドが実効支配しているアルナチャルへの圧力行使の選択肢しか残されていない。現状はともかく、「マクマホン・ライン」の名とともに帝国主義の歴史を引きずるアルナチャルの領有権問題は、併合の合法性に尽きるシッキム問題に比べ、世論を刺激し、それだけに、日中間の国境問題に似て、両国の内政に影響されやすいであろう。それゆえ、両国間の緊張は、今後も間歇的に高まるかも知れない。しかし、すでに述べたホットラインの敷設など、両国はエスカレーションの回避策を積み上げてきており、国境問題の存在にもかかわらず、アジアの大国として、競合と協力の関係を発展させていくものと思われる。